

## 平成24年度 第4回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時  
平成24年12月21日（金） 午後3時00分から午後4時00分まで
- 2 場 所  
千葉県庁本庁舎 5階 大会議室
- 3 出席者  
委 員：岡本委員長、  
石川委員、齋藤委員、杉田委員、藤倉委員、坂本委員、沖津委員、柳澤委員、  
村上委員、榊瀧委員、森委員  
事務局：環境生活部 戸谷部長  
環境政策課 櫛引課長、北橋主幹、田中主査、平田主査、  
高見副主査  
傍聴人：4名
- 4 事 案  
(1) 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について  
(答申案検討)  
(2) その他
- 5 議事の概要  
船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について  
別紙のとおり

### 【資 料】

- 1 会議次第
- 2 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書に対する意見  
(答申案) (資料1)
- 3 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価の経緯等 (資料2)
- 4 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書検討結果 (案) (資料3)

【別紙】

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について

- (1) 議事開始 事務局において資料確認後、委員長により議事進行
- (2) 事務局説明 経緯等を資料2により説明。また、資料1, 3により委員会答申案及び指導事項（部長意見）について説明
- (3) 質疑等

委員：資料3の事務局指導に当たるものの扱いについて確認したい。指導は「～すること」となっているものがほとんどですが、4箇所ほど「望ましい」という表現になっています。「～すること」と「望ましい」の違いはどのように考えたらよいか教えてください。資料3、4pの大気の(10)や悪臭の(2)、それから7pにあと2つあります。

事務局：厳密に「～すること」と断言できない部分が多少あると御理解いただければと思います。

委員：その場合、準備書が出てきたときに、「～すること」というところは「しました」になると期待しているのですが、もしそのとおりにできなかった場合、その理由を明確にするようなフォローアップをきちんとしていただきたいと思います。それから、「望ましい」になっているものの中に、事業者が努力すればできることとそうではないことが混在しているように思います。例えば4pの悪臭は、「夏季に悪臭が発生しやすい状況を選定して実施すること」とは言っても、どの日がそうなるのかわからないので結果としてそうではなかったということがありえるでしょうが、7pの景観のカメラのレンズなどは、使おうと思えば使えるように思えるので、もう少し別の違いがあるように思いました。以上、2点です。

委員長：事務局お願いします。

事務局：7pの景観のカメラのレンズに関しましては、対象との距離や周りの状況等によりまして、明確に何mmとはいいいにくい部分がございます。悪臭における「夏季の降雨後」と同じような部分がありましたので、これは「望ましい」という形にさせていただきます。フォローアップにつきましては、準備書作成、要するに調査後ということになりますが、その段階において指導していくという形をとらせていただこうと思います。したがって、たとえば今のレンズのような場合にも、実際に写真を撮ってみた状況で、どうみてもこれは50mmなり55mmなりのある程度標準に近い部分でやらないとおかしいだろうというものについては、当然話をしますし、対象物との距離の関係等で35mmでもやむを得ないかというものについてはそのままいい、という対応を考えています。

委員長：先生いかがでしょうか。事務局案のままでよろしいでしょうか。何かご意見ございますでしょうか。

委員：もし「望ましい」のところに関してそのとおりにできなかつたら、その理由を、次の準備書を審査するときに十分御説明をいただければいいのではないかと思います。

委員長：そうすると、指導と書いてあるところに「望ましい」と付いているところと付いていないところがありますが、事務局案で指導内容をまとめるときはこのままでよろしいでしょうか。・・・はい、ありがとうございます。ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。

委員：植物に関する質問で、方法書の3-58ページをご覧いただきたいのですが、表3-34の重要な植物種、非維管束植物の状況ということで19種類挙げられていて、そのうち6種類が絶滅危惧第I種という、これはすごいことなんですね。船橋市のような工業地帯と住宅が密集しているところで、これだけ貴重な植物が集中しているというのは、日本でもおそらくこの辺くらいだと思います。だいたい非維管束植物は見過ごしてしまいがちなのですが、できれば植物に関しては、重要な植物である非維管束植物について現地調査を行い、なるべく手厚く調査をして、それをフォローアップいただきたい。指導より答申にして頂くぐらいの、この内容でいくとそうなります。

委員長：事務局はいかがでしょう。

事務局：内部でも議論を尽くした部分ではありますが、この3-58ページの重要な植物種、非維管束植物の状況というのは、これは文献調査の結果です。例えば、船橋市全域において調査したところこの種がありました、というリストと考えております。つまり、どんなところにこの植物がいるのかどうかということについてはあまり斟酌しないリスト、と考えており、また、現地が人工地盤であることから、いわゆる天然の状態とは違うということがあります。そこで、この文献調査によるリストを現地にどう適用するのかということについて、植物の項目の(2)や(3)で記載して部長意見という扱いで対応しようと考えております。

委員：まあそれでよろしいです。例えば、去年、うちの学生が卒論でイチョウウキゴケを扱っていますが、かなり意外なところから見つかったりして生育環境や生態というのもほとんど明らかになってない。ですから、こういう植物に関しても関心を持っていただいて、おそらく環境指標性は非常に高いと思うので、少し地域を広げてでも、分布域等についても予備調査、現地調査で実施していただきたいと思います。

委員長：事務局はいかがでしょう。

事務局：指導事項として追加するということでしょうか？

委員：まあそうですね。

委員長：先生、資料3の6ページの植物の(2)「予備調査の実施方法の詳細を記載すること」という中で、特に非維管束植物についても検討してくださいというような文言を追加するということがよろしいでしょうか。事務局はいかがでしょう。

事務局：「予備調査の実施方法の詳細を記載すること。特に、非維管束植物の調査方法について記載すること。」と記載するということでしょうか。

委員長：はい。先生いかがでしょうか。

委員：よろしいでしょう。

委員長：ありがとうございます。他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

委員：答申案を拝見すると、あまり具体的でない表現で答申がなされているところが多くつかあります。例えば、2番の「環境影響評価の項目に関わる事項」で「必要に応じて水質を選定すること」と書いてあって、その「必要に応じて」というのをどう判断すべきか、その辺りの妥当性について我々がどのように担保すべきなのかという事がよくわかりません。これで方法書が基本的に確定するので、環境影響評価そのものは方法書に従って実施されるということになると、よりどころが無くなってしまふ可能性があるのではないかと、思っています。例えば土壌に関わる事項でも、「位置及び深度等を明らかにした上で、工事の影響による地下水質への影響を監視すること」と書いてあるのですが、その位置及び深度等の妥当性であるとか、影響をどの場所でどのような頻度で取ったらいいのかということに関して、詰めが無い状態でも答申として成り立って方法書として認めることになるのかどうか、手続上のところがわからないので教えていただきたい。

委員長：事務局から回答をお願いします。

事務局：まず方法書としては、既に出ている（皆様の机の上にあります）これが方法書になります。今回いただいた意見、それから答申として出すもの等々で準備書を作ることになります。準備書において、例えば先ほどの水質の話ですと2番の「工事中の雨水による環境への影響」をまず検討し、その結果、水質について問題がないだろうとなれば項目として選定しない、したがって予測も行わないということになります。それに対して、検討した結果、やはり外に出す水質として問題があるということになれば、どういう影響があってどういう保全措置を行わなければならないかと言うところまでやっていかなければならないと考えています。

先ほどの土壌につきましては、方法書について何度も委員会の中で御質問があり

ましたとおり、どの深さまで廃棄物が入っているのか、その下がどういうふうになっているのかということについて記載がございませんでした。したがって、準備書にはそういったことを明記して、その上で地下水質についての影響の監視について検討しなさいという意見として扱うということです。

委員：ということは、準備書を作っていく段階でまた方法が明らかになる、例えば土壌に関するところはそうなりますし、水に関しても問題がありそうだからちゃんと見ていきたいと思いますということになると、水を見る方法がそこで明示されて、ある程度の結果が出て来ると思いますが、そのときに「その方法ではまずい」と言うことがあってもかまわないのか、それともその方法についてはお任せするような形になるのか、という意味です。

事務局：準備書において、知事意見として出したものはそのとおりの文面が記載されます。その横に、事業者としてその意見に対してこう考えました、ということが記載されます。先ほどの「必要に応じ」とか「検討し」等ということが、そこで検討結果として書かれるわけです。例えば、「雨水に触れたとしてもこれだけのものしか出ないのでこれに関しては項目として選定しませんでした」、もしくは逆の場合、というように記載されます。この準備書が公告・縦覧に供されますので、事業者の考え方がこれでいいのか悪いのかも含めて、広く住民の方、それから関係市町村等からの意見をもらって、それを勘案して、またこの委員会にお諮りして準備書に対する答申をいただき、知事意見を作成していくという形で反映させることとなります。

委員：すると、もう1回方法が出てきたときに、少し議論するチャンスがあるということですか。

事務局：はい。そういうこととなります。

委員：わかりました。

委員長：ほかに御意見、御質問等ございますか。

委員：土壌については方法書では5-57ページに記載があり、「埋立地のところについては、船橋市が予め埋立廃棄物調査等の既存の調査をやっているのので、それをもとに考えます」というストーリーになっています。資料3の5ページ(3)の事務局からの提案のように「跡地以外の土壌を搬出する場合は、その部分の土壌について調査を行った上で」というと、新たに土壌サンプルの分析までさせるという、相当踏み込んだ意見だと理解してよろしいのでしょうか。

事務局：そうです。この方法書の段階ではまだ施設の詳細が確定しておりません。処分場の跡地部分だけを掘削するのか、法面を含めてその外側まで工事を実施するのかが

明らかになっていない状況ですので、こういった形の意見を入れているということです。

委員：わかりました。

委員長：ありがとうございました。ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。本日この審議会では、資料1の答申（案）について皆様方に御承認いただいて意見をまとめたいと思いますので、指導の内容は事務局で精査していただくとして、答申（案）の文言等について注意して見ていただきたいと思います。

委員：文言のことですが、(1)の2行目に「飛散流出」という言葉があるのですが、これは飛散と流出ではなくて「飛散流出」ですか。

事務局：たしかに飛散と流出という概念なので、個別のものを2つつなげているということになると思います。廃棄物の方ではよく飛散流出という言葉を使っております・・・。

委員：すると、「・」や「、」がなく、つなげて普通に読んでいただけると感じなのですね。

事務局：「・」があることが多いかとは思いますが。

委員：誤植等と思われなければいいなと思っただけです。

委員長：その分野の方が見ればこれで十分意味が通じるという言葉なのでしょうか。この答申案は県民の皆さんが見ますので、あまり業界用語等は用いずに・・・。

事務局：「・」を入れさせていただこうと思います。

委員長：よろしいでしょうか。

委員：はい。

委員長：ありがとうございました。他にいかがでしょうか。事務局で作成した答申（案）について、このままでよろしいということであれば、「これで答申をお願いします」としたいと思いますが。皆様方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。それでは、本件につきましては、原案のとおり答申とするということでもよろしいですね。これをもって答申といたします。

事務局：答申の御礼ということで、御挨拶をさせていただきます。ただいま、「・」が入る

という修正がございましたが、答申案を採用していただいたという委員長の御発言がございました。ありがとうございました。ただいま頂いた答申を踏まえまして、知事意見としたいと思います。併せて、事業者に対して各委員からも多くの御意見を頂戴しました。それをしっかり踏まえて指導してまいりたいと思います。今後ともどうぞよろしく願います。ありがとうございました。

委員長：それでは、本日の議題（２）その他、について、皆様方、御意見をお持ちでしょうか。無いようですので、以上で本日の議事は終了といたします。傍聴者の方は退出してください。

・・・・・・・・・・・・・・・・（傍聴者退出）・・・・・・・・・・・・・・・・

委員長：事務局の方、連絡事項をお願いします。

事務局：次回の委員会でございますが、本日までのところアセス図書の送付がございませんので、1月の委員会につきましては開催しない予定でございます。それ以降の日程につきましては、決まり次第お知らせすることといたします。よろしく願います。

委員長：ありがとうございます。ほかに皆様方よろしいでしょうか。  
それでは、これもちまして本日の委員会は終了といたします。御協力ありがとうございました。